

第 22 期第 1 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 18 日（水）午後 3 時 10 分から午後 4 時 50 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議 題

- 1 会長、副会長の互選について (資料 1)
- 2 神奈川県における内水面漁業の概要について (資料 2)
- 3 指示事項
(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について (資料 3)
- 4 報告事項
(1) かながわ水産業活性化指針改定素案について (資料 4)
(2) 令和 6 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催結果について (資料 5)
- 5 その他
(1) 神奈川県漁業調整規則の一部改正について (資料 6)
(2) 令和 7 年 1 月、2 月、3 月の委員会日程について
(3) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長（併）、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 山本水産課長、原担当課長、照井 GL、仲手川 GL、相澤副技幹、
小林主任主事、中川技師

議 事

水) 照井G L

私は、水産課漁業調整・資源管理グループの照井と申します。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは水産課長から、委員の皆様を御紹介させていただきます。なお、委員の皆様の席順は五十音順にさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

水) 山本課長

水産課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております、第 22 期の委員の名簿を御覧ください。その名簿に従いまして、御紹介をさせていただきます。なお、名簿の方は委員の区分別に並んでいるのですけれども、先ほど照井の方から申し上げましたように、五十音順で御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

井貫晴介委員でございます。

井貫委員

井貫です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

内田和男委員でございます。

内田委員

内田です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

小島善光委員でございます。

小島委員

小島です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

津谷信一郎委員でございます。

津谷委員

津谷です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

長塚徳男委員でございます。

長塚委員

長塚です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

濁川謙二委員でございます。

濁川委員

濁川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水) 山本課長

萩原季委員でございます。

萩原委員

萩原です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

平田英二委員でございます。

平田委員

平田です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

細川孝委員でございます。

細川委員

細川です。よろしくお願いいたします。

水) 山本課長

なお、伊藤義明委員につきましては、本日は欠席との連絡をいただいております。以上で、委員の方々の紹介を終わらせていただきます。

水) 照井G L

続きまして、水産課長から、県の職員と委員会事務局職員を紹介いたしま

	す。
水) 山本課長	それでは、本日出席の県の職員と委員会事務局の職員を紹介いたします。 着座にて失礼いたします。まず、水産課の職員を紹介いたします。 原水産振興担当課長です。
水) 原担当課長	原です。よろしくお願いします。
水) 山本課長	漁業調整・資源管理グループ、照井グループリーダーです。
水) 照井G L	照井です。よろしくお願いします。
水) 山本課長	照井グループリーダーにおきましては、事務局職員を併任しております。
	同じく、相澤副技幹です。
水) 相澤副技幹	相澤です。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	同じく、相澤副技幹も事務局職員を併任しております。
	中川技師です。
水) 中川技師	中川です。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	水産企画グループ、仲手川グループリーダーです。
水) 仲手川G L	仲手川です。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	同じく、小林主任主事です。
水) 小林主任主事	小林と申します。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	最後になりましたが、私が水産課長の山本でございます。 引き続き、内水面漁場管理委員会事務局の職員を御紹介します。 荒井事務局長代理です。
事) 荒井代理	荒井でございます。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	竹村主事です。
事) 竹村主事	竹村でございます。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	河野主事です。
事) 河野主事	河野でございます。よろしくお願いいたします。
水) 山本課長	なお、私、水産課長山本でございますが、委員会の事務局長を兼務してござ います。以上、よろしくお願いいたします
水) 照井G L	それでは、職員の紹介が終わりましたので、議事に入りたいと思います。 まず、仮議長の選出でございますが、前例によりまして、会長、副会長が決まるまでの間、山本課長が仮議長を務めることといたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。
委員一同	(了 承)
水) 照井G L	それでは、山本課長に仮議長をお願いいたします。
仮議長	はい。それでは、会長、副会長が決まるまで、暫時、仮議長を務めさせて

(山本課長)	いただきます。よろしくお願いいたします。 それではこれより委員会を開催いたします。 委員の出席状況について御報告いたします。本日は、10名中9名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。 続きまして議事録署名人でございますが、内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程により、議長が2名指名することになっておりますので、慣例により、漁業者代表委員と、遊漁者及び学識経験委員から、五十音順にそれぞれ指名しておりますので、本日は、小島委員様と、内田委員様にお願いいたします。よろしいでしょうか。
両委員 仮議長	(了 承) ありがとうございます。 それでは、本日の議題の1「会長、副会長の互選について」を議題といたします。 会長副会長の互選に関する規程と、参考までに過去の選出方法、今期の会長職の役割等について、事務局から説明をお願いいたします。
事) 荒井代理 仮議長	【資料1に基づき説明】 はい。ただいま事務局から説明がございましたが、まず、会長及び副会長の互選の方法について、いかがいたしましょうか。御意見等ございましたらお願いいたします。
萩原委員 仮議長 萩原委員	はい。 はい。萩原委員、お願いいたします。 今御説明がございましたけれども、直接委員会で選任するAの方法が良いと思います。また、委員を歴任されて経験豊富な井貫委員に会長、細川委員に副会長をお願いしてはいかがでしょうか。
仮議長	はい。ただいま萩原委員から、井貫委員に会長、細川委員に副会長をお願いしたいとの御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。
委員一同 仮議長	(了 承) それでは、異議なしということでございますので、会長は井貫委員、副会長は細川委員に決定いたしました。 会議の議長につきましては、内水面漁場管理委員会の会議等に関する規程により、会長が議長になることと定められておりますので、ここで仮議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
水) 照井GL	それでは、会長、副会長が決まりましたので、以後の進行は事務局長にお

	願います。御協力ありがとうございました。
山本事務局長	はい。それでは引き続き進行させていただきます。ここで、井貫会長と細川副会長に御挨拶をいただきたいと思います。
	それでは井貫会長から御挨拶をお願いいたします。
井貫委員	4期目になりましたが、引き続き議事の進行を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
山本事務局長	細川委員をお願いいたします。
細川委員	私も3期目となりました。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。
山本事務局長	ありがとうございました。それでは、これから会長との打合せ等のため、しばらくの間休憩をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(了 承)
山本事務局長	ありがとうございます。それでは休憩に入ります。再開は15時20分といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
	(休 憩)
	(再 開)
山本事務局長	それではこれより委員会を再開いたします。では、議長よろしくお願いいたします。
議 長	はい。それでは委員会を再開いたします。議事に先立ち、委員会の性格や
(井貫会長)	会議の運営等について説明があります。事務局から説明をお願いします。
事) 荒井代理	【神奈川県内水面漁場管理委員会諸規程集に基づき説明】
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。
	それでは続いて「神奈川県における内水面漁業の概要について」を、水産課から説明をお願いいたします。
水) 中川技師	【資料2に基づき説明】
議 長	ただいま水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。次回以降に気がついたところで御質問していただければいいと思います。
内田委員	多摩川水系の漁場についての漁業権は、基本的には全て東京都側が持っておられるということなのでしょう。
水) 中川技師	はい。お答えします。多摩川の漁業権については、東京都知事が免許しておるのですけれども、その免許している相手については、上流の方は多摩川漁協さんと、本県の漁協の川崎河川漁協さんにも共同で免許されているという状況でございます。

内田委員	わかりました。ありがとうございました。
議 長	他に何かございますか。よろしければ、次に移らせていただきます。
	それでは、本日のこれからの議題につきましては、指示事項が1件、報告事項が2件、その他となっております。
	まず指示事項（1）の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。
事）河野主事	【資料3に基づき説明】
議 長	ただいま事務局から、コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止についての、指示事項について説明がございましたが、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。
津谷委員	期が変わりましたので、また新たな気持ちで、質問が被ってしまうかもしれないのですが、発言させていただきます。
	指示を始めたのが平成16年ということで、もう20年ぐらい続いていて、資料3の6ページによると、生息量は相変わらず多い、変わっていないというところで、この指示をこれからも継続していくことは必要だと思うのですが、指示期間が1年になっているのですが、複数年化することについてはいかがでしょうか。指示期間をもう少し延ばしてしまうということです。
事）河野主事	今年度は、しじみの委員会指示について複数年化をさせていただきました。その経過を見た上で、他の委員会指示につきましても判断したいと考えておりまして、事務局案としては1年とさせていただきました。
議 長	他に何か御質問、御意見がありましたらお願いします。よろしいですか。
津谷委員	1ページの指示の内容で、確認なのですが、例外規定として公的機関が試験研究の用に供する場合と、委員会が必要と認めた場合があるのですが、これは事実上の扱いとしては、公的機関が試験研究の用に供する場合も、委員会の審議にかける扱いをしているのでしたか。ノーチェックで良いということになるのでしたか。
事）河野主事	アとイそれぞれ分けて記載されているのですが、試験研究の場合であっても御連絡はいただいているものと認識しておりますので、委員会においても、御説明させていただくことになるかと思います。
津谷委員	審議はしているかどうか別として、報告はするということですか。
事）河野主事	詳細な審議があったかどうか確認させていただいて、次回、回答させていただいてもよろしいでしょうか。
内田委員	関連してですが、環境省には、試験研究をするのでこれを特別に使用す

事) 河野主事

よという報告を上げてないのでしょうか。以前、外来魚の関連の法律の中で、環境大臣に上げるような書きぶりだったような気がしたのですが、御検討いただければと思いました。

環境省がではなく、環境省に対して許可を得ているような場合ということでしょうか。

内田委員

そうですね。この漁場管理委員会で、あるいは県の方で、許可を出すというのは良いと思うのですが、同時に環境省にも出すようなことになっていたような気がしているのですが、その点はいかがでしょう。

水) 中川技師

水産課から環境省の部分について御説明させていただきます。おそらく環境省の方で、外来生物法に抵触するということで、事前に飼養や、運搬の許可が必要になってくるかと思しますので、試験研究等で生きたまま持ち出しするといった場合については、環境省の許可も必要になってくるという認識でおります。

内田委員

ありがとうございます。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

長塚委員

バスを川に放流してしまった場合、漁業法に抵触すると思うのですが、その場合罰金はあるのでしょうか。

事) 河野主事

委員会指示については、委員会指示に違反している場合は裏付け命令を出すことができるようになっております。

水) 中川技師

一点補足させていただきます。今委員がおっしゃられたのは、再放流、キャッチアンドリリースについてでいらっしゃいますでしょうか。

長塚委員

はい。

水) 中川技師

外来生物法の規定では、キャッチアンドリリースは認められているものですので、キャッチアンドリリースについては、あくまで委員会指示違反という形になります。

議長

他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、本件について、原案のとおり委員会指示を発動することによりよろしいでしょうか。

委員一同

(了 承)

議長

それではそのように決定いたします。続きまして報告事項(1)の「かながわ水産業活性化指針改定素案について」を議題といたしますので、水産課から説明をお願いします。

水) 仲手川GL

【資料4に基づき説明】

議長

水産課の方から説明がございましたが、何か御質問、御意見等ありました

	らお願いします。よろしいでしょうか。
内田委員	参考資料の 32 ページの下のアユ種苗の自給率のところですが、これは天然の海産の種苗なのか、それとも人工種苗を作って、それも含めた自給率なののでしょうか。
水) 仲手川 G L	両方含んでおります。
内田委員	今、比率としてはどれぐらいなのでしょう。今年は海域での採捕量は激減していますよね。放流量もそれに応じてある程度減っていると思うのですが、やはり人工種苗と天然の魚というところで、人工種苗で、背がかりの良いもの等、系統として少し人為的に変化させる可能性もありますし、また、天然の種苗であればそのまま産卵に関与すれば、彼らの中で淘汰していくと思うのですが、その辺のバランスについて、県でお考えのところがあれば教えていただきたいと思います。
水) 原担当課長	割合について、手元に詳しい資料はないのですが、基本的な内容としては、県の人工産種苗は短期継代アユというものを使っております。相模湾を由来とする F-2 から F-3 という短期に継代した種苗です。こちらを県から 3 トン内水面漁連さんの方に供給をして、内水面漁連さんが各漁業権者に放流用の種苗として提供しています。背がかりアユはこれから入れていくことを検討しています。 この他に委員から御指摘のあった海産種苗については、当然増減があるのですが、それが加わった数値が県内産の種苗となります。その割合を 7 割に持っていこうというところでございます。詳しい内訳の数値につきましては次回お答えしたいと思います。よろしいでしょうか。
議 長	ちなみに資料 5 の 2 ページに、これまでの県内放流の海産稚あゆの数はございます。人工種苗 3 トンでしょうか。何尾ぐらいでしょうか。
水) 中川技師	今数字が出ましたので、御説明させていただきますと、令和 5 年の実績につきましては、海産の割合が 17%、令和 4 年が 19%、3 年が 21% となっております。直近 3 ヶ年の報告です。
議 長	よろしいですか。他に何か御質問ございますでしょうか。
長塚委員	32 ページのアユの目標値ですが、2034 年となっておりますけれども、私の個人的意見ですが、アユというのは年魚なので、10 年というのは少々長いのではないのかと思いました。
水) 原担当課長	確かにおっしゃるとおり、1 年ごとに放流数の見直しが可能なのですが、供給する側の体制と、買い取る方のお考えとの調整が必要になる部分がございますので、一定の期間がどうしても必要になるという状況がございます。

議長

ます。

他に何かございますか。このパブコメには、委員の方は意見を出せるのでしょうか。

山本事務局長

一般の方も意見を出すことができますので、可能です。

議長

県民ではない方も可能でしょうか。

水) 仲手川GL

県民でなくても可能です。県のホームページの方で御案内しています。

議長

さらに意見のある方はぜひ利用してください。

内田委員

確認なのですがすけれども、非常に気になっているのは、参考資料の4ページ目に内水面漁業及び養殖業生産量の推移とあります。漁獲量についてはこの農林水産統計であれば、何年度かから、遊漁者の採捕量を除いて集計しているのです。しかし実際には、内水面の漁場で、アユ等は釣り人による採捕量が結構多いので、例えばですけれども漁協の人に協力いただいて、遊漁者からサンプリングして、1人当たり何匹ぐらい採っているかといったところを、漁獲量に実際の採捕量を反映できるような形で、県独自の統計といったものを持たれていたらありがたいと思います。

議長

漁協の遊漁料算定の根拠数字等で何か把握しているのではないですか。

長塚委員

釣り人はかなりもっていきますよね。

内田委員

そのあたりも押さえられると、実際の資源の活用状況がわかるのではないかと思います。

水) 中川技師

水産課から回答させていただきます。遊漁料算定の際に、遊漁券の売上枚数は集計しているのですがすけれども、何尾釣ったというような漁獲量は、把握できていない状況です。

内田委員

私も別の仕事で漁獲統計を使っていましたが、遊漁者の採捕量が統計に載らなくなった年から大きく減っているのです。減り方が30%以上という形で減っているので、やはりそのあたりも念頭に置きながら、将来の資源の維持というものを考えていただければありがたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

水) 原担当課長

遊漁者が採捕する量を漁獲量と比較するというのは、推定が入ってくるので、その手法は検討が必要かと思うのですがすけれども、一方で遊漁者数を増やしていくという点については、例えば釣り券の購入枚数等を調べることでできますので、そういった点から検討を加えたほうがよろしいのかなとも思っております。

内田委員

ぜひ漁協の方に協力いただきながら、遊漁者が何匹釣れたとか、今年は多分遡上数が少ないので結構大きめのアユが取れていますので、平均体重と

議長

か、そういった情報も現場から集めていただけると、委員会の中でも将来の方向が示された時にわかりやすいのではないかという気がしますので、よろしく願いいたします。

事) 荒井代理
議長

他にないようでしたら、報告事項でございますので、了承としたいと思います。

では続きまして報告事項(2)の「令和6年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催結果について」事務局から説明をお願いします。

【資料5に基づき説明】

事務局から説明がありましたが、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

津谷委員

令和6年の生産数量が急激に落ちたというのはどういう理由なのでしょう

水) 原担当課長

詳しい原因はわかっていないのですが、端的に言いますと、相模湾産の稚あゆの採捕量が減ってしまったということです。長井町漁協さんの方が採捕されているのですが、シーズン初期に漁場に見えたということでしたが、サイズが巻くにはまだ小さいというところで、様子を見ている間に群れ全体がなくなってきてしまい、初期に採った9万4千尾が実績となって、その後追加をしていくことができなかったという状況を聞いております。

古くは海産稚あゆは変動が非常に激しい資源で、好不漁があったのですが、ここ何年も安定的に採れて、神奈川県は全国的に見ても海産稚あゆが豊漁でしたが、昨年このような事態に陥ってしまったというところでございます。

津谷委員

この6ページの表を見ると、真ん中あたりの採捕量というところで推移が記載されていますが、例えば17年は0、9年、10年、17年、21年も0となっているのですが、これは自然の側の理由なのでしょうか。それとも、業者さんの側に何か御事情があつてということでしょうか。

水) 原担当課長
議長
小島委員

基本的に自然の側の状況になります。

他に何かございますか。

6年は少ないのですが、遡上量との比較はどうなのでしょう。例えば、海で採れなくても遡上がよかったとか、海で採れていても遡上が悪いとか、そういった関係性というものはあるのでしょうか。

水) 原担当課長

御指摘のとおり、海が良かったから川も良いとか、海が悪かったから川も悪いといった正の相関というのはいしません。

特に9万4千尾しかない不漁の年だったわけですが、今年神奈川の遡上が

	なかったかというところではなく、前年並みの遡上もあったというところ です。海産稚あゆが 100 万以上採れた翌年に 9 万 4 千尾となっているのにも関 わらず、川の遡上はそれほど変わらないという状況がございまして、その原 因については、内水面試験場や他の研究機関で調査しているのですけれど も、1 つの要因をもって語ることはできず、やはり餌の状況や海流の状況等 の諸々により変動があるというところではあります。海のあゆの資源はブラックボ ックスと言われておりますが、まさにそのような状況でございます。
小島委員	海其自然環境、水温と、川の水温で変わってきてしまうという見方で良い のでしょうか。
水) 原担当課長	温度もそういった変動要因の 1 つになるかと思うのですが、下った後に あゆの稚魚が食べる餌の状況や、もしくは捕食者の多い少ない、餌が競合す る魚種の増減等、色々なことが言われておりますので、そのあたりは今後の 研究課題だと考えております。
議長	他にないようでしたら、報告事項ということで了承ということにしたいと 思います。 それでは続きまして、その他の(1)の「神奈川県漁業調整規則の一部改 正について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。
水) 相澤副技幹 議長	【資料 6 に基づき説明】 はい。ただいまの説明につきまして何か御質問等ありましたらお願いいた します。 1 月の委員会で、諮問されて答申ということになるということですので、 よろしゅうございますね。 以上で議題は終わりますが、最後に委員の皆様から何か御発言等ありまし たらお願いいたします。よろしいですか。 ご苦労さまでした。